産 業 医 契 約 書

椎葉村役場 （以下「甲」という）と、 椎葉村国民健康保険病院　院長　　　　（以下「乙」という）は、労働安全衛生法第13条の定めによる

産業医の委嘱に関して下記のとおり契約を締結する。

記

（産業医委嘱）

第1条 甲は乙を末尾表示の甲の事業場（以下「本事業場」という）における労働安全衛生法第13条の産業医として選任し、その職務を行うことを委嘱し、乙はこれを承諾した。

（職務内容）

第2条 乙は本事業場において労働安全衛生規則第14条および第15条並びに第61条第2項定める事項。

２　その他、労働安全衛生法等に基づく、諸規則に定める労働者の健康診断及び健康管理並びに健康管理の指導に関する事項。

（甲の責務）

第3条 甲は乙に対し労働安全衛生規則第15条第2項に基づき、第2条の職務を行う権限を与え、その職務遂行に協力する。

２　甲は乙のなす労働安全衛生法およびその他の諸規則に基づく指導、勧告、助言などを尊重し必要な措置を行うように努める。

（情報提供など）

第4条 甲は乙に対し、本事業場の労働者の健康管理に関し、必要な資料、情報を提供するものとし、乙は職務上知り得た本事業場およびその従業員の秘密を厳守するものとする。

（報酬）

第5条 甲は乙に対して別表に定める嘱託料年額　　　　　　円を年度末までに支払うものとし、健康診断などの経費については、それぞれ別に定める規定に従って実施の都度支払う。

２　その他特別な費用などを要する事項に関しては、甲乙協議の上、その都度定めて支払うものとする。

（事故などの補償）

第6条 乙が本契約に定める職務を遂行中に生じた第三者に対する人的および物的事故については、乙の故意または重大な過失に基づくものを除き、すべて甲の責任において処理し補償するものとする。

２　乙が本契約に定める職務を遂行のため被災した人的事故については、本事業場などへの往復途上も含め、甲は乙の損害を補償する責任を負うものとする。物的事故についても同様とし、甲乙協議の上、甲は乙に対して損害を補償するものとする。

（契約の有効期間）

第7条 本契約の有効期間は　　　　　年　　月　　日から1ヵ年とする。期間満了の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも異議の申し出がない場合には、本契約を自動的に延長したものとする。

（協議）

第8条 本契約の定めのない事項、または本契約に関する疑義については、その都度甲乙協議の上、取り決めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、甲乙が各1通ずつ保有する。

 　　年　　月 　日

甲　椎葉村大字下福良1762番地1

椎 葉 村

椎葉村長　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　椎葉村大字下福良

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　椎葉村国民健康保険病院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　院長　　　　　　　　　　　印

産業医参考嘱託料金表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　嘱託料　 | 従業員数 | （標準）料金 |
| 50人未満 | 40，000円以上 |
| 50人～99人 | 60，000円以上 |
| 100人～199人 | 70，000円以上 |
| 200人～299人 | 80，000円以上 |
| 300人～399人 | 90，000円以上 |
| 400人～499人 | 100，000円以上 |
| 以下、100人未満を増すごとに10，000円を加算する。 |

※但し、健康診断・予防接種等の諸料金は別途とする。

註1　嘱託料は、事業場の職務別の労働者数、有害・危険業務の有無などを考慮し、上記金額を参考として甲・乙協議の上決定する。

註2　産業医の職務は概ね次に掲げる事項である。

1. 健康診断の実施、その他労働者の健康管理。
2. 衛生教育、その他労働者の健康保持増進を図るために医学に関する専門知識の提供。
3. 健康障害の原因調査、再発防止のための医学的措置。
4. (1)(2)(3)の事項について、事業者又は安全衛生管理者への勧告、指導もしくは助言。
5. 健康管理カードへの記名・押印。
6. 作業場の巡視。（必要に応じて。）
7. 安全衛生委員会の議事録確認。